

令和6年第11回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和6年11月29日(月) 10時25分
出席農業委員 (18名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一
欠席委員 (1名)	7番 尾谷 光幸 19番 槐島 睦夫 (会長)
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主任主事 富田 真宏 主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「霧島農業振興地域整備計画の変更申出の決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について 8 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

開 会 10時25分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(代理)	それでは令和6年第11回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は17名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告してください。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(代理)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 15 番委員と 16 番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（代理）	それでは議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農地利用変更届」について

議長（代理）	議案第 1 号「農地利用変更届」について議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 10 番委員。
10 番委員	1 号 1 番。届出地は新町生活改善センターの北西に位置し、現況は農業用倉庫を建築済みである。利用変更目的は農業用倉庫 181 ㎡を建築するもので、既に建築済みであり経緯書が添付してあり、周囲に影響はないものと思われる。また、周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような状況から本届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（代理）	只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」につきましては、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（代理）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第 2 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（代理）	議案第 2 号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）及び農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積計画案等を決定するための審議を求めます。今月は所有権移転 5 件、利用権設定 39 件、中間管理権設定 7 件、合計 51 件について、市長から意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 11 件提出されております。 これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括して報告を求めます。
事務局	議案第 2 号農用地利用集積計画案及び農用地利用集積等促進計画案の意見決定について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 5 件、筆数 12 筆、面積 15,758 ㎡。利用権設定 39 件、筆数 73 筆、面積 101,686 ㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定 7 件、筆数 26 筆、面積 73,274 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（代理）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（代理）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申します。
--------	---

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。 当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が12件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、隼人1、福山2を16番委員。
16番委員	3号1番。申請地は隼人学校給食センターの西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号2番。申請地は牧之原小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく国分3から5を3番委員に代わり13番委員。
13番委員	3号3番。申請地は野口生活改善センターの東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号4番。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は不耕作地であるが既に重機を入れて耕作できるようにしてある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号5番。申請地は市営空港南タウン2の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく国分6を10番委員。
10番委員	3号6番。申請地は府中地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	次に隼人7から9を12番委員。

12 番委員	<p>3号7番。申請地は武安公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作することが認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号8番と9番は譲受人が同一で、農地も隣接していることから一括報告します。申請地は嘉例川駅の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作することが認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に溝辺 10 を 11 番委員。
11 番委員	<p>3号10番。申請地は大住公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（代理）	同じく溝辺 11 を 2 番委員。
2 番委員	<p>3号11番。申請地は上芦地区公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には**さんが令和7年1月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に、霧島 12 を 7 番委員。
7 番委員	<p>3号12番。申請地は霧島神宮駅の南に位置し、現況は果樹が植えてあるが不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（代理）	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の変更申出の決定」について

議長（代理）	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更申出の決定」について議題とします。農業振興地域整備計画の変更申出について、市長より意見を求められましたので、審議を求めます。</p> <p>今回の変更申出につきましては、農地利用適正化推進会で協議されましたので、内容等については、ご理解いただけたものと思います。そこで本申出にご意見、ご質疑等ありませんか。</p>
--------	--

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。議案第4号「農業振興地域整備計画の変更申出の決定」につきましては、妥当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって本案件は、妥当であると市長に答申します。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 国分1を16番委員。
16番委員	5号1番。申出地は国分湊多目的集会施設の北東に位置し、現況は畑である。農用地区域は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性は妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたします。 つきましては、12月5日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取を行います。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が20件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、溝辺3につきましては、議事参与となりますので、別途審議いたします。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1、2を17番委員。
17番委員	6号1番。申請地は上井多目的集会所の南西に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の農地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、農業用倉庫1棟、通路、駐車場、育苗施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 6号2番。申請地は下井地区集会所の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅2棟と道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	次に、溝辺4を18番委員。

18 番委員	<p>6号4番。申請地は鹿児島空港の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所2棟、駐車場、施設置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和6年12月10日から令和8年3月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長(代理)	<p>同じく国分5、6を10番委員。</p>
10 番委員	<p>6号5番。申請地は道場口公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は保育園1棟、駐車場、園庭を建設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の雑種地348㎡を一体利用するもので、その同意も得られており、全体計画面積は2,433㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号6番。申請地は市営清水団地の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	<p>次に、国分7を17番委員。</p>
17 番委員	<p>6号7番。申請地は敷根東集会所の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	<p>次に、隼人8から10を5番委員。</p>
5 番委員	<p>6号8番。申請地は市営天降川団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号9番。申請地は西西瓜川原公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事業用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号10番。申請地は隼人図書館の北東に位置し、現況は不耕作地である。なお、令和3年12月に駐車場として許可を受けたがそのまま放置していたとの内容で始末書が添付されております。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	<p>同じく隼人11、12を12番委員。</p>

12 番委員	<p>6号11番。申請地は山野公民館の北東に位置し、現況は整備済みである。なお、年月日不詳で育苗施設を整備してしまったと経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は育苗施設1棟、駐車場の建設である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号12番。申請地は日当山小学校の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲5区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	同じく隼人13から15を13番委員。
13 番委員	<p>6号13番。申請地は隼人塚団地公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地5条許可地の1,544㎡を一体利用するもので全体計画面積は2,186㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号14番。申請地は人権啓発センターの東に位置し、現況は資材置場である。なお、令和2年頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号15番。申請地は人権啓発センターの東に位置し、現況は駐車場である。なお、令和2年頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	次に、溝辺16、17を9番委員。
9 番委員	<p>6号16番。申請地は市営空港南タウンの北に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号17番。申請地は市営空港南タウンの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接の雑種地421㎡を購入し一体利用するもので、その合意は得られている。全体計画面積は572㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	次に、溝辺18を14番委員。

14 番委員	6 号 18 番。申請地は玉利地区自治公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	同じく、福山 19、20 を 19 番委員に代わり 15 番委員。
15 番委員	6 号 19 番。申請地は牧之原小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 6 号 20 番。申請地は牧之原小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。超過面積については、2 世帯分の駐車スペースの確保で理由書が添付されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についての溝辺 3 以外を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件の溝辺 3 以外は許可することに決定しました。次に、溝辺 3 を審議いたしますので、11 番委員は退席をお願いします。
	11 番委員退出
議長(代理)	それでは、調査委員の報告を求めます。溝辺 3 を 18 番委員。
18 番委員	6 号 3 番。申請地は極楽公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設であると思われる。転用目的は、農家住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についての溝辺 3 を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件の溝辺 3 は許可することに決定しました。ここで、11 番委員の退席を解きます。11 番委員は着席をお願いします。
	11 番委員着席

議長(代理)	<p>それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>11 番委員に報告いたします。溝辺 3 につきましては、許可することに決定いたしました。</p> <p>つきましては、12 月 5 日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。</p>
--------	--

△ 議案第 7 号 「農地法第 5 条事業計画変更申請の処分決定」について

議長(代理)	<p>次に、議案第 7 号「農地法第 5 条事業計画変更申請の処分決定」について議題といたします。</p> <p>当委員会に対し、農地法第 5 条事業計画変更申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。</p> <p>隼人 1 を 13 番委員。</p>
13 番委員	<p>7 号 1 番。申請地は隼人塚団地の南西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は、資材置場を建設するものである。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地について用排水路は確報されている。また周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	<p>調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等ありませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長(代理)	<p>ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 7 号「農地法第 5 条事業計画変更申請の処分決定」について許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長(代理)	<p>全員賛成です。よって本案件は、許可することに決定しました。</p>

△ 議案第 8 号 「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長(代理)	<p>次に、議案第 8 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について議題といたします。農地法第 30 条第 1 項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。それでは事務局の説明を求めます。事務局。</p>
事務局	<p>議案第 8 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について、農地法第 30 条第 1 項の規定に基づいた農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、地目田、225 筆、212,966 m²、地目畑、192 筆、256,520 m²、合計で 417 筆、469,486 m²となりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長(代理)	<p>事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長(代理)	<p>ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 8 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」につきましては、原案のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>

議長(代理)	全員賛成です。よって、よって本案件は、原案のとおりとすることに決定いたしました。以上で、令和6年第11回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、「その他」はありませんか。
	[事務局挙手]
議長(代理)	事務局
事務局	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更については、農地利用適正化推進会で説明し、内容について承認していただきました。それに伴い、総会においてご審議くださるようお願いいたします。
議長(代理)	指針の変更については、委員の承認を頂く必要がありますので、お諮りをいたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(代理)	全員賛成です。よって、農地等の利用の最適化推進に関する指針(案)につきましては、承認することに決定をいたしました。他に「その他」はありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(代理)	ないようですので、以上で令和6年第11回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 16時05分